

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年5月1日から31年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を29年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から31年6月1日まで
社会保険庁の記録では、昭和31年6月から32年3月28日までの記録しかないが、28年12月1日から、A社に継続して勤務していた。当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった写真、A社に入社した際の経緯等に関する申立人の供述、同僚の供述等から、申立人が申立期間、当該事業所に正社員として継続して勤務していた事実を認めることができる。

次に、申立人は、当該事業所に入社後、前職の総務担当者から退職時に渡された申立人自身の厚生年金保険被保険者証を当該事業所の経理担当者に提出した記憶があると供述しているが、申立人と同様に、入社後一定期間、当該事業所での厚生年金保険の加入記録が無い同僚の一人も、入社後、給与から高額の厚生年金保険料を控除されていたことから、当該事業所の支配人に苦情を申し立てた覚えがあると供述しており、これらの申立人及び同僚の供述は、当該事業所での厚生年金保険への加入を推認させる事実を具体的に供述する点で符合している。

また、申立人が当該事業所に転職するに際し、その世話を親身に行ったとされる上司（同人は前職の上司でもあった。）には、当該事業所における厚生年金保険の加入記録があり、申立人について、これと異なった取扱いをする事情

はうかがえない。

さらに、申立人には、申立期間より前に勤務した事業所において、厚生年金保険の被保険者記録が存在するところ、申立人は、当該事業所を退職後に転職した事業所では、事業主から厚生年金保険には加入していないため、国民年金に加入するようとの説明を受けて、この事業所に転職した月から国民年金に加入しており、その後病気で休職をしたとする12か月を除いた60歳までの期間、継続して国民年金に加入し、保険料を納付している。このことから、申立期間において、自らが厚生年金保険被保険者であるとの申立人の認識をうかがうことができる。

そのほか、事業主、経理担当者及び同僚に調査を試みたが、申立期間から既に半世紀以上の時日が経過しており、死亡・所在不明等により供述を得られる者が無く、資料の収集も困難である。しかし、かかる不利益を申立人のみに負担させるのは相当でないというべきである。

他方、口頭意見陳述における申立人の一連の供述には、具体性・一貫性があり、調査の結果、これらの供述と矛盾する事実も見いだされなかった。

なお、当該事業所の同僚の厚生年金保険の加入記録、申立人の申立期間後の印刷業界内での転職先の厚生年金保険の加入記録及び口頭意見陳述における申立人の供述から判断すると、当該事業所においては、入社後5か月程度の一定期間において厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

以上の事実等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和29年5月1日から31年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和31年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る正しい被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届を提出する機会が複数回あったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の資格の取得等に係る正しい届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月から31年5月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。